

小坂町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、町内建設業者の施工能力の向上と健全な発展を促進するため、別に定めがあるもののほか、町の発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成要件、入札参加資格審査等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用 語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経常建設共同企業体 年間を通じて有効な共同企業体をいう。
- (2) 特定建設工事共同企業体 町が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(要 件)

第3条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員は、3業者以内であること。
- (2) 運営形態は、各構成員が共同の責任で一体となって施工するものであること。
- (3) 経常建設共同企業体の構成員は、県内に主たる営業所を有する建設業者で、経常建設共同企業体を結成する年度の建設業者等級格付名簿に登載されているものであること。この場合において、構成員は、同一業種で他の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 特定建設工事共同企業体の構成員は、特定建設工事共同企業体を結成する年度の建設業者等級格付名簿に登載されているもので、そのうちの一以上の建設業者は、県内に主たる営業所を有する建設業者であること。

(経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請手続)

第4条 経常建設共同企業体の資格審査を申請しようとする者は、審査を受けようとする年の2月1日から2月末日までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) その年の各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

(経常建設共同企業体の資格審査)

第5条 経常建設共同企業体の資格審査は、建設業法第27条の2第1項の審査の項目及び基準（昭和48年建設省告示第2093号）の客観的事項について行うものとし、各審査項目の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 種類別年間平均完成工事高は、各構成員の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 自己資本額及び職員の数、各構成員の自己資本額及び職員の数のそれぞれの和とする。
- (3) 流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率は、各構成員の流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率のそれぞれの平均値とする。
- (4) 営業年数は、各構成員の営業年数の平均値とする。

(経常建設共同企業体の構成員に対する取扱い)

第6条 経常建設共同企業体の構成員の建設業者に対しては、年間を通じて指名しないも

のとする。

(特定建設工事共同企業体の対象となる工事)

第 7 条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、技術難度の高い工事で、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 工事費がおおむね 1 億 5 千万円以上の道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木工事

(2) 工事費がおおむね 2 億円以上の建築工事

(3) 工事費がおおむね 7 千万円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第 8 条 特定建設工事共同企業体の結成は、入札審査会において構成員となる建設業者を選定し、資格審査委員会においてこれを調整し、決定するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員となる者が決定されたときは、該当する建設業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 構成員となるべき者として通知を受けた建設業者は、通知を受けた他の建設業者と特定建設工事共同企業体を結成し、指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 3 号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 4 号）

4 結成された特定建設工事共同企業体について、資格審査委員会に諮ったうえ指名競争入札参加の資格を与え、その旨を当該共同企業体の代表者に通知するものとする。

5 建設業者が自主的に特定建設工事共同企業体を結成しようとする届出があった場合は、前 4 項の規定の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年要綱第 47 号）

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年要綱第 11 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

小坂町長 様

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、下記のとおり共同企業体を結成したので、今後小坂町発注の建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

共同企業体の名称

代表者の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

構成員の所在地
商号及び代表者

印

委 任 事 項

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事請負契約に関する一切の権限
- 3 工事完成保証に関する一切の権限
- 4 工事請負代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 5 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- 6 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、 建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後1月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

所在地

商号

代表者

(代表者の名称)

第6条 企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、小坂町と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 町の行う工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて第6条の代表者が相手方となり、代表者が通知を受けた事項は、他の構成員にも通知されたものとみなす。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の構成員の出資の割合は、次に定めるとおりとする。

パーセント

パーセント

パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の会長は、企業体の代表者が就くものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、小坂町及び構成員全員の承認を得なければ、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、脱退する者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返納は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返納するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち何れかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前

条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合を担保すべき責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につき、工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責を任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 建設共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

(1) 共同企業体の 名 称		建設共同企業体		(2) 代表者の商号 及び氏名			
(3) 共同企業体事 務所の所在地		電 話 局 番					
構 成 員	登 録 番 号		() 第 号	() 第 号	() 第 号		
	会 社 名 又 は 氏 名						
	決 算 期		月	月	月		
※ 客観数値						※ 合計又は 平均	※ 評 点
※ 完 成 工 事 高	直前第2年度 直前第1年度 平 均 全工事平均額		千 円	千 円	千 円	千 円	
※ 経 営 規 模	自 己 資 本 額 増 減 資 計 合 計		千 円	千 円	千 円	千 円	
	職 員 数	技 術 事 務 合 計	人	人	人	人	
※ 営業年数			年	年	年	年	
※ 経 常 比 率	流 動 比 率						
	自 己 資 本 固 定 比 率						
	総 資 本 純 利 益 率						
						総 合 数 値	

注 ※印には記入しないこと。

(様式第 3 号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

小坂町長 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、下記のとおり共同企業体を結成したので、小坂町が発注する 建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について、 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当建設共同企業体代表者に委任します。

この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 工事請負契約に関する一切の権限
- 3 工事完成保証に関する一切の権限
- 4 工事請負代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 5 上記権限の範囲内において、副代理人を選任する権限
- 6 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当企業体は、小坂町が発注する 建設工事（以下「建設工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 企業体は、 建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。
(事務所の所在地)

第 3 条 企業体は、事務所を 番地に置く。
(設立の時期及び解散の時期)

第 4 条 企業体は、 年 月 日に設立し、建設工事の請負契約の履行後 1 箇
月経過後に解散するものとする。

2 企業体は、第 1 条に規定する工事を請負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商 号
代表者

所在地
商 号
代表者

所在地
商 号
代表者

(代表者の名称)

第 6 条 企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、小坂町と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 町の行う工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて第 6 条の代表者が相手方となり、代表者が通知を受けた事項は、他の構成員にも通知され

たものとみなす。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の構成員の割合は、次に定めるとおりとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の会長は、企業体の代表者が就くものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた別
口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体の会計期間は、当企業体の成立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、小坂町及び構成員全員の承認を得なければ、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返納は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金の生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返納するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち何れかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合を担保すべき責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につき、工事の目的物が種類又は品

質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責を任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、 建設共同企業体協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印